那霸市公報

第1754号

毎月2回 1, 15日発行 発 行 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市銘苅駐車場条例施行規則(商工農水課)・・・・・・・・・・・1543
○那覇市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則(建築指導課)・・・・ 1550
○那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築指導課)·····1553
○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1560
○那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◇告示◇
○都市景観資源の指定及び解除について(都市計画課)・・・・・・・・ 1563
○建築基準法第42条第2項の規定による道路の廃止について(建築指導課)
○指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について (障がい福祉課)
◇公 告◇
○個人情報業務届出書の公表について(市民生活安全課)・・・・・・・ 1565
○那覇広域都市計画の変更について(都市計画課)・・・・・・・・・ 1567
○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について(ハイサイ市民課) 1568

◇選挙管理委員会告示◇

那	覇	市	公	報	第1754号	2019 (令和元) 年12月16

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について・・・・・・・・ 1581

規 則

> 那覇市規則第20号 令和元年11月25日 布 済 公

那覇市銘苅駐車場条例施行規則をここに公布する。

那覇市銘苅駐車場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市銘苅駐車場条例(令和元年那覇市条例第21号。以下「条 例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の方法)

- 第2条 那覇市銘苅駐車場(以下「駐車場」という。)を利用する者(条例第4条第2号 に掲げる車両を所定の位置に駐車させる者を除く。次項及び次条において「利用 者」という。)は、車両を駐車場に入場させる際に、駐車券を受領するものとす る。
- 2 利用者は、車両を駐車場から出場させる際に、当該駐車券を返還し、料金(条例 第5条第1項の駐車料金をいう。以下同じ。)を納付するものとする。 (駐車券を紛失した場合の手続)
- 第3条 市長は、利用者が前条第1項の駐車券を紛失した場合は、その利用の状況、 運転免許証その他必要と認める事項を確認した上、当該車両の出場を認めること ができる。
- 2 前項の場合において、利用者は、駐車券紛失届(第1号様式)を市長に提出するも のとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。 (料金)
- 第4条 条例別表に規定する規則で定める額は、別表第1に定めるとおりとする。 (駐車回数券)
- 第5条 駐車回数券(条例第5条第2項の駐車回数券をいう。以下同じ。)の交付の申請 は、駐車回数券交付申請書(第2号様式)により行うものとする。
- 2 駐車回数券の額は、10枚1組につき1,000円とする。
- 3 既に交付された駐車回数券は、再交付しない。 (料金の還付)
- 第6条 条例第5条第4項ただし書の規定による料金の還付の申請は、駐車料金還付申 請書(第3号様式)に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(料金の減免)

- 第7条 条例第6条の規定により料金を減免する額は、別表第2に定めるとおりとする。 (補則)
- 第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 駐車回数券の交付に係る手続その他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別表第1(第4条関係)

区分	金額
最初の1時間まで	300 円
最初の1時間を超え30分までごとに	100円

備考 駐車時間に30分に満たない端数があるときは、その端数を30分として計算 する。

別表第2(第7条関係)

	区分	減免する額
条例第6	市長が特に必要と認める行事、事業等に参加	一部の額(障がい者等に
条第1号	するため駐車するとき。	ついては、全額)
条例第6	公務のため本市の公用車を駐車させるとき。	全額
条第2号	本市の実施する研修、講習等の講師等が駐車	
	するとき。	
	条例第6条第2号の施設又は庁舎の維持管理	
	等を行う者が駐車するとき。	
	市民活動を行うため駐車するとき。	一部の額(障がい者等に
	本市に対する申請、届出その他の行政手続等	ついては、全額)
	を行うため駐車するとき。	
	投票所における投票を行うため駐車すると	全額
	き。	
条例第6	条第 3 号	市長が必要と認める額

備考

- 1 「一部の額」とは、次の各号に掲げる1回当たりの駐車時間の区分に応じ、 当該各号に定める額をいう。
 - (1) 1時間以内の場合 200円
 - (2) 1時間を超え1時間30分以内の場合 300円
 - (3) 1時間30分を超える場合 300円にその超える1時間(1時間に満たない 端数があるときは、その端数を1時間とする。)までごとに100円を加算して得た額
- 2 「障がい者等」とは、次に掲げる者及びその引率者をいう。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第 45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (3) 療育手帳(沖縄県療育手帳制度規程(昭和49年沖縄県告示第462号)第1 条の療育手帳及びこれに準ずるものをいう。)の交付を受けた者
- 3 「市民活動」とは、なは市民協働プラザ条例(平成26年那覇市条例第40号) 第13条の市民活動をいう。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

那覇市長 宛

住 所 氏 名 連絡先

駐車券紛失届

那覇市銘苅駐車場(ナハメカルパーキング・なは市民協働プラザ地下駐車場・那 覇市 IT 創造館一般駐車場)の駐車券を紛失したので、那覇市銘苅駐車場条例施行規 則第3条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

入場の年月日及び時刻		年	月	日	時	分頃
車両番号等	車両番-	号				
早 街 万 守 	車名					色
届出者の運転免許証番号						
処理年月日		年	月	日		
処理年月日 出場の年月日及び時刻			月 月			分
					———— 時 ——	分

注 太枠の中のみ記入してください。

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

那覇市長 宛

住 所 氏 名 (法人の場合は、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 連絡先

駐車回数券交付申請書

那覇市銘苅駐車場の駐車回数券の交付を受けたいので、那覇市銘苅駐車場条例施 行規則第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

数量	10枚1組(1,000円)を	組
窓口に来た人の氏名		
交付年月日	年 月	日
駐車回数券の額の合計		円
取扱者の氏名		
備考		

- 注1 太枠の中のみ記入してください。
 - 2 駐車回数券は、再交付しません。

第3号様式(第6条関係)

年 月 日

那覇市長 宛

住 所 氏 名 (法人の場合は、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 連絡先

駐車料金還付申請書

那覇市銘苅駐車場の駐車料金の還付を受けたいので、那覇市銘苅駐車場条例施行 規則第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

東西妥 巴燃	車両番号				
車両番号等	車名				色
還付を受けようとする理由					
納付年月日	年	月	日	納付済額	円
還付を受けようとする額					円
\ □./.1.	金融機関名	7 ⊐		預金種別	
還付先金融機関	口座番号			口座名義力	
その他参考事項					
受理年月日	年	月	日		
還付する額					
取扱者の氏名					

注 太枠の中のみ記入してください。

那覇市規則第21号

令和元年11月25日 公 布 済

那覇市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則をここに公布する。

那覇市自転車等駐車場の設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、那覇市自転車等駐車場の設置等に関する条例(令和元年那覇市 条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (自転車等駐車場の構造及び設備に係る技術的基準)
- 第2条 条例第8条第2項の技術的基準は、次のとおりとする。
 - (1) 自転車等駐車場は、自転車等駐車場以外の用途に供する部分と明確に区画して設置すること。
 - (2) 自転車等駐車場の出入口の構造及び設備は、次の基準に適合すること。
 - ア 自転車等駐車場の利用者が容易に視認できる位置に配置すること。
 - イ 自転車等駐車場の周辺を通行する者が出入りする自転車等を容易に視認 できる構造とすること。
 - (3) 自転車等駐車場の駐車の用に供する部分(以下この号及び別表第1において「駐車区画」という。)の構造及び設備は、次の基準に適合すること。
 - ア 1台当たりの駐車区画の幅は0.8メートル(専ら自転車のための駐車区画については、0.6メートル)以上、奥行きは1.9メートル以上とする。ただし、専ら自転車のための駐車区画において自転車を有効かつ安全に駐車することができると市長が認める特殊な装置を用いる場合は、この限りでない。
 - イ 区画線の設置その他の方法により、駐車区画と通路(自転車等駐車場内の 通路をいう。次号及び別表第1において同じ。)を明確に区分すること。
 - (4) 通路の構造及び設備は、次の基準に適合すること。
 - ア 自転車等駐車場の出入口から道路に通じる通路の幅員は、1.5メートル以上とすること。
 - イ 自転車等駐車場を避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。)以外 の階に設置する場合は、傾斜路(勾配が8分の1を超えないものに限る。)、斜 路付階段(階段の一部に傾斜路を設けたものをいい、勾配が4分の1を超えな いものに限る。)又は昇降機を設置して、自転車等を安全かつ円滑に移動で きる構造とすること。
 - (5) 条例第4条から第7条までの規定により設置する自転車等駐車場については、

次に定める基準により自転車等駐車場の位置及び利用方法等の表示の設備を 設置すること。

- ア 自転車等駐車場の位置及び当該自転車等駐車場への経路を示す表示板が 施設の出入口その他利用者の見やすい場所に設置されていること。
- イ 自転車等駐車場の設置者又は管理者の連絡先及び自転車等駐車場の供用 時間、自転車等の駐車方向その他の利用方法を記載した表示板が自転車等駐 車場内に設置されていること。
- ウ 自転車等駐車場の出入口付近に日本産業規格Z8210の案内用図記号のうち 自転車の図記号(原動機付自転車が駐車できる自転車等駐車場については、 その旨を含む。)を記載した標識が設置されていること。

(届出)

第3条 条例第9条の規定による届出は、自転車等駐車場設置(変更)届出書に別表第1 に掲げる図面を添えて行うものとする。

(立入検査の身分証票)

第4条 条例第12条第2項に規定する立入検査を行う者の身分を示す証票は、施設・ 自転車等駐車場立入検査証によるものとする。

(様式)

第5条 条例及びこの規則の規定による別表第2に掲げる文書の様式は、市長が定め る。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

	図面の種類	明示すべき事項
施設	配置図	縮尺、方位、敷地の境界、敷地内における施設の
		位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員

	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途
	床面積求積図	床面積の求積に必要な施設の各部分の寸法及び
		算式
自転車等	付近見取図	当該施設の敷地外に自転車等駐車場を設置する
駐車場		場合は、当該施設の敷地との直線距離
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界、駐車区画、通路、当該
		敷地に接する道路の位置及び幅員並びに自転車
		等駐車場の規模の算定書
	各階平面図	縮尺、方位、駐車区画及び通路

別表第2(第5条関係)

文書の名称	根拠条項
自転車等駐車場設置(変更)届出書	第3条
施設・自転車等駐車場立入検査証	第4条
措置命令書	条例第13条第2項

那覇市規則第22号 令和元年11月25日 公 布 済

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正 する規則をここに公布する。

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する 規則

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例施行規則(昭和60年那覇市規則 第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後

(駐車マス及び車路)

第2条 駐車施設は、駐車の用に供する部分 及び車路を明確に区分するとともに、駐 車の用に供する部分を1台ごとに区分し なければならない。

(特殊な装置を用いる駐車施設)

- 第3条 条例第7条第2項に規定する特殊な 第2条 条例第7条第2項に規定する特殊な 装置を用いる駐車施設は、次の各号に掲 げる駐車施設で自動車の出入及び道路交 通に支障のない空地を有するものとす る。
 - (1) 駐車場法施行令第15条の認定基準 について(昭和43年10月16日付建設省 都市再発第53号都市局長通達)に基づ き、国土交通大臣が認定した特殊駐車 装置を用いた駐車施設
 - (2) 駐車場法施行令(昭和32年政令第34 0号)第12条から第14条までの規定に適 合する装置と同等以上の効力のある装 置を設けた駐車施設

(届出等)

- 第4条 条例第9条の規定による届出は、駐 車施設附置(変更)届出書(第1号様式)に 別表に掲げる図面を添えて行うものとす る。
- 2 市長は、前項の規定により届け出た駐車 | 2 市長は、前項の規定により届け出た駐車 施設のうち、条例第7条第2項に規定する 特殊な装置を用いるもの又は条例第8条 第1項に規定する附置場所特例により設 置するものについては、当該駐車施設の

(特殊な装置を用いる駐車施設)

装置を用いる駐車施設は、駐車場法施行 令第15条の認定基準について(昭和43年1 0月16日付建設省都市再発第53号都市局 長通達)に基づき国土交通大臣が認定し た特殊駐車装置を用いた駐車施設で、自 動車の出入り及び道路交通に支障のない 空地を有するものとする。

(届出等)

- 第3条 条例第9条の規定による届出は、駐 車施設附置(変更)届出書に別表第1に掲 げる図面を添えて行うものとする。
- 施設のうち、条例第7条第2項に規定する 特殊な装置を用いるもの又は条例第8条 第1項に規定する附置場所特例により設 置するものについては、当該駐車施設の

位置、規模、構造、設備等が条例及びこ の規則の規定に適合するときは、特殊駐 車装置(駐車施設附置場所特例)認定書 (第2号様式)により届出者に通知するも のとする。

(立入検査の身分証票)

査を行う職員の身分を示す証票は、第3 号様式に定めるところによる。

(措置命令書)

第6条 条例第13条第2項に規定する措置命 | 第6条 この規則に定めるもののほか、必要 令書は、第4号様式に定めるところによ る。

「別表 別記]

[第1号様式 別記]

「第2号様式 別記]

「第3号様式 別記]

[第4号様式 別記]

位置、規模、構造、設備等が条例及びこ の規則の規定に適合するときは、特殊駐 車装置(駐車施設附置場所特例)認定書に より届出者に通知するものとする。

(立入検査の身分証票)

第5条 条例第12条第2項に規定する立入検 第4条 条例第12条第2項に規定する立入検 査を行う職員の身分を示す証票は、建築 物・駐車施設立入検査証によるものとす <u>る</u>。

(様式)

第5条 条例及びこの規則の規定による別 表第2に掲げる文書の様式は、市長が定め る。

(補則)

な事項は、市長が定める。

「別表第1 別記]

[別表第2 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分 を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改 める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分 及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係 るけい線を加える。
- 5 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の 表示がない場合には、当該改正後表を加える。
- 6 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様 式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

[改正前 別記]

<u>別表</u>

<u> </u>	T	
	図面の種類	明示すべき事項
建築物	配置図	[略]
	(S=1/200以上)	
	各階平面図	縮尺、方位、 <u>間取</u> 及び各室の用途
	(S=1/100以上)	
駐車施設	付近見取図(国土基本図)	附置場所特例の認定を受ける駐車施設にあって
	(S=1/2,500)	<u>は</u> 、当該建築物との直線距離 <u>を記入</u>
	配置図	[略]
	(S=1/200以上)	
	各階平面図	
	(S=1/100以上)	

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

	図面の種類	明示すべき事項
建築物	配置図	[略]
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及
		び算式
駐車施設	付近見取図	附置場所特例 <u>により駐車施設を設置する場合は</u> 、
		当該建築物との直線距離
	配置図	[略]
	各階平面図	

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

文書の名称	根拠条項
駐車施設附置(変更)届出書	第3条第1項
特殊駐車装置(駐車施設附置場所特例)認定書	第3条第2項
建築物・駐車施設立入検査証	第4条
措置命令書	条例第13条第2項

[改正前 別記] 第1号様式

駐車施設置 里届出書

	次のとおり駐車施設を 附置													
<u></u>	等に関する条例第9条の規定により届け出ます。													
												年	月	日
	那暑	覇市長	殿											
							届	出者		住		折		
										氏名				
	,	7± 於 4L /上 四	πη ΠΕΙ - -							名	,	<u> </u>		(目)
	1	建築物位置	那覇市	١r	: 1744 - 7-2	생 나나 사	<u>.</u>		(0)	E V	TT 1.16			
建	2	地域・地区	(1) 商業	• <u>切</u>	一瞬間	業地域			(2)		7世	<u>K. </u>		
	3	主要用途		I		 増築	4	構田岩	- 亦	造 更				
築	5		新	築	増源	上海祭		既	存		分	合	•	計
	TO	特定部分		m^2			m^2				m^2			m^2
	規	非特定部分		m^2		1	m^2				\mathbf{m}^2			m^2
物	模	駐車施設規	糞の算定基A	楚と	なる	面積	•					\mathbf{m}^2		台
	一大	算定台数												
	6	設置場所				7		上記	建築	物カ	らら	つ距離		m
駐	8	設置者住所												
		氏名											ı	
重	9	規模	建築物内	L	台	建築		外_		台	合	計		台
-4-		.,,_	増築・用途	変	更前⊄)規模	:							台
	10	特殊装置の												
施		構造概要												
		同一敷地内												
	11	に駐車施設												
設		を附置でき												
	<u> </u>	ない理由												

[注]

- 1 1欄から5欄まで及び9欄は共通届出欄とし、6欄、7欄、8欄及び11欄は届出駐車施 設が附置場所特例の認定を受ける場合に記入し、10欄は届出駐車施設が特殊駐車 装置の許可を受ける場合に記入して下さい。
- 2 駐車施設附置場所特例認定の場合は、当該駐車施設に係る権利関係を証するため に登記簿謄本と使用承諾書又は賃貸契約書を添付して下さい。

[改正前 別記] 第2号様式

年

日付けで届出のあった

について

審査の結果認定するので通知します。

認定年月日

年 月

日

認定番号 第

号

殿

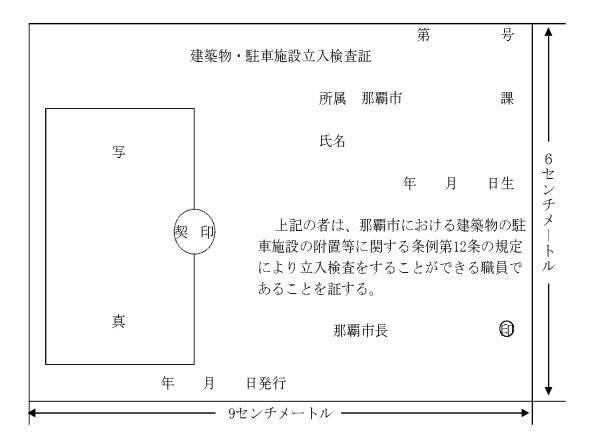
那覇市長

1	_	`
- ()	F	П
V	П	3

	1	建築物位置	那覇市										
建	2	地域·地区	(1) 商業	· 近	隣商	業均	也域	(2	2)	周辽	2地	区	
	3	主要用途					4	構		造			
	_		並に 4	築 -		増	築・月	月途?	変更	Ţ.		Δ	⇒ [.
築	5		新	発し	増	減	部 分	既	存	部	分	合	計
	規	特定部分		m^2			m^2				\mathbf{m}^2		\mathbf{m}^2
	况	非特定部分		m^2			m^2				\mathbf{m}^2		m^2
物	模	駐車施設規模	莫の算定基礎	きと	なる	面積	漬・					m^2	台
	代	算定台数											
	6	設置場所					7 上	記建	築	物か	50)距離	m
駐	8	設置者住所											
	٥	氏名											
+	9	 9 規 模	建築物内		台	建	築物タ	+		台	合	計	台
車	9	規模	増築・用途	変則	更前。	の規	.模						台
	10	特殊装置の											
施	10	構造概要											
//-		同一敷地内											
	11	に駐車施設											
設	11	を附置でき											
		ない理由											

[改正前 別記] 第3号様式

(表)



(裏)

本証は、建築物又は駐車施設の立入検査をする場合は常時携帯し、関係人の 請求があった場合には、これを提示しなければならない。

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例(抜すい)

第12条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しく は駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当 該職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができ る。

[改正前 別記] 第4号様式

> 第 号 年 月 日

住 所 氏名又は

名 称

殿

那覇市長

餇

措 置命令 書

建築物の所在地 建築物の用途及び規模

上記の建築物は、那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例第 条の規定に違反しているので、同条例第13条の規定により次のとおり命ずる。

記

- 1 措 置
- 2 理 由
- 3 措置期限年月日 年 月 日

那覇市規則第23号 令和元年11月25日 公 布 済

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則 の一部を改正する規則をここに公布する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一 部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則(平成3年 那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後 (派遣の対象とならない職員の特例) (派遣の対象とならない職員の特例) 第2条 条例第2条第2項第1号に規定する市 第2条 条例第2条第2項第3号に規定する市 長が定める職員は、国家公務員法(昭和2 長が定める職員は、国家公務員法(昭和2 2年法律第120号)第59条第1項の規定によ 2年法律第120号)第59条第1項の規定によ り官職に正式に採用されていた者又は地 り官職に正式に採用されていた者又は地 方公務員法(昭和25年法律第261号)第22 方公務員法(昭和25年法律第261号)第22 条第1項の規定により本市以外の地方公 条の規定により本市以外の地方公共団体 共団体の職員の職に正式に採用されてい の職員の職に正式に採用されていた者で た者であって、引き続き職員として採用 あって、引き続き職員として採用された されたものとする。 ものとする。

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。

付 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

> 那覇市規則第24号 令和元年11月25日 布 涾 公

那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する 規則をここに公布する。

那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成14年那覇市規則第22 号)の一部を次のように改正する。

改正前

(派遣の対象とならない職員の例外)

第2条 派遣条例第2条第2項第3号に規定す る規則で定める職員は、国家公務員法(昭 和22年法律第120号)第59条第1項の規定 により官職に正式に採用されていた者又 は地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第22条第1項の規定により那覇市以外の 地方公共団体の職員の職に正式に採用さ れていた者で、引き続き職員として採用 されたものとする。

(退職派遣の対象とならない職員の例外)

第8条 派遣条例第11条第1項第3号に規定 する規則で定める職員は、国家公務員法 第59条第1項の規定により官職に正式に 採用されていた者又は地方公務員法第22 条第1項の規定により那覇市以外の地方 公共団体の職員の職に正式に採用されて いた者で、引き続き職員として採用され たものとする。

(採用特例)

第13条 公益的法人等への一般職の地方公 務員の派遣等に関する法律(平成12年法 律第50号。以下「公益的法人等派遣法」 という。)第10条第1項に規定する取決め により、本市で退職手当を支給する旨を 規定している場合において、当該退職派 遣者が当該退職派遣の期間中に死亡した ときは、地方公務員法第16条各号(第3号 を除く。)の一に該当する場合(同条の条 例で定める場合を除く。)その他条例で定 める場合を除き、任命権者は、当該退職 派遣者を当該死亡の直前に公益的法人等 派遣法第10条第1項の規定により職員と して採用したものとみなす。

改正後

(派遣の対象とならない職員の例外)

第2条 派遣条例第2条第2項第3号に規定す る規則で定める職員は、国家公務員法(昭 和22年法律第120号)第59条第1項の規定 により官職に正式に採用されていた者又 は地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第22条の規定により那覇市以外の地方公 共団体の職員の職に正式に採用されてい た者で、引き続き職員として採用された ものとする。

(退職派遣の対象とならない職員の例外)

第8条 派遣条例第11条第1項第3号に規定 する規則で定める職員は、国家公務員法 第59条第1項の規定により官職に正式に 採用されていた者又は地方公務員法第22 条の規定により那覇市以外の地方公共団 体の職員の職に正式に採用されていた者 で、引き続き職員として採用されたもの とする。

(採用特例)

第13条 公益的法人等への一般職の地方公 務員の派遣等に関する法律(平成12年法 律第50号。以下「公益的法人等派遣法」 という。)第10条第1項に規定する取決め により、本市で退職手当を支給する旨を 規定している場合において、当該退職派 遣者が当該退職派遣の期間中に死亡した ときは、地方公務員法第16条各号(第2号 を除く。)のいずれかに該当する場合(同 条の条例で定める場合を除く。) その他条 例で定める場合を除き、任命権者は、当 該退職派遣者を当該死亡の直前に公益的 法人等派遣法第10条第1項の規定により 職員として採用したものとみなす。

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、令和元年12 月14日から施行する。

告 示

那覇市告示第 274 号 令和元年 11 月 27 日 掲 示 済

都市景観資源の指定及び解除について

那覇市都市景観条例第25条第1項の規定に基づき下記の物件を都市景観資源に 指定及び解除したので、同条第4項及び第6項の規定に基づき告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

記

指定

No	名称	所在地	所有者・管理者
68	上間ガーと村グムイ	上間 1-15	上間自治会
69	繁多川のハンタガーと ガジュマル	繁多川 2-36-1 (地番)	繁多川自治会
70	安次嶺のシーサー	字安次嶺 14-1 (地番)	安次嶺自治会

※番号については、前回からの連番となっています。

解除

No	名称	所在地	所有者・管理者
53	アンデレ教会のガジュマル	首里真和志町	宗教法人
55	ノングレ教会のカンユマル	1丁目9	日本聖公会沖縄教区

那覇市告示第 291 号

令和元年 12 月 2 日 掲 示 済

建築基準法第42条第2項の規定による道路の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による道路を次のとおり 廃止したので、公告する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 廃止番号:第5号
- 2 廃止道路の種類:第42条第2項の規定による道路
- 3 廃止の年月日:令和元年12月2日
- 4 廃止道路の位置:那覇市三原2丁目328番1、328番4、325番1、331番4
- 5 廃止道路の延長及び幅員:延長44.60m 幅員1.40m

那覇市告示第 300 号 令和元年 12 月 16 日

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第59条第1項の規定に基づき令和元年12月1日付け次のように指定した。

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療の種類	
訪問看護ステーション琉球の街那覇市国場872-4グリーンパル	株式会社琉球の街 代表取締役 島 勝司	育成医療・更生医療	

告 公

那覇市公告第 509 号 令和元年12月4日 掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第7条第5項及び同施行規則第2条第2項の規定に基づ き、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務廃止届出書

令和元年11月28日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課		電話	098-86	2-9942		
届出の区分	☑ 廃 止 □ 変更	業務の廃 変 更 年		令和	元年 11月	28日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	広報なは市民の友令和 プレゼント発送業務	□元年11月号排	曷載	令和	元年 10月	月 26日
廃止又は変更の 理 由	令和元年11月28日をも	₎ ってプレゼン	/ト発送	完了し	たため。	
	変更	前	変		更	後
変更の内容						
備考						

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄 に記入すること。

那覇市公告第527号 令和元年 12 月 12 日 掲 示 済

那覇広域都市計画の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用す る同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の 縦覧に供する。

なお、同法第17条第2項の規定により、市民及び利害関係人は、当該都市計画の 案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができる。

那覇市 上記代表者 那覇市長 城間 幹子

1 都市計画の種類

那覇広域都市計画用途地域の変更(久茂地一丁目地区) 那覇広域都市計画防火地域の変更(久茂地一丁目地区) 那覇広域都市計画高度利用地区の変更(久茂地高度利用地区) 那覇広域都市計画地区計画の変更(那覇市久茂地地区地区計画)

- 2 都市計画を定める土地の区域 那覇市久茂地1丁目及び3丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所 那覇市 都市みらい部 都市計画課(那覇市役所9階)
- 4 都市計画の案の縦覧期間及び縦覧時間

縦覧期間: 令和元年12月12日(木)から令和元年12月26日(木)まで。

ただし、土・日及び祝日は除く。

縦覧時間:午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし、正午から午後1時を除く。

那覇市公告第 529 号 令和元年 12 月 16 日

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項及び第11条の2第12項の規 定に基づき、平成30年度における住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のよう に公表する。

住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲 覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条に基づき、住民基本台帳の閲覧状況を次のと おり公表します。(公表対象期間:平成30年4月1日~平成31年3月31日)

令和元年 12 月 16 日

那覇市長 城間 幹子

◆ 閲覧状況(住民基本台帳法第11条)

No.	国又は地方公共団体の 機関の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	自衛隊 沖縄地方協力本部	自衛隊法第 29 条及 び住民基本台帳法 第 11 条	平成 30 年 5 月 8 日、 11 日、15 日、17 日	平成12年4月2日〜平成13 年4月1日の間に生まれた 日本人男女
2	内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部	直轄国道の維持、 修繕、その他の管 理のため(根拠法 令:道路法第 13 条)	平成 30 年 4 月 25 日	曙
3	那覇市まちなみ共創部建築指導課	建築基準法第8条 の規定に基づく建 築物等の維持保全 についての指導を 行うため	平成 30 年 11 月 14 日	宇栄原3丁目
4	那覇市 都市みらい部 道路建設課	補償対象物件の補 償対象者の調査の ため(根拠法令:都 市計画法第 60 条	平成 31 年 3 月 5 日	牧志1丁目

◆ 閲覧状況(住民基本台帳法第 11 条の 2)

No.	閲覧者氏名 (法人の場合は名称及 び代表者または管理者 名)	利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	2018 年 6 月 全国放 送サービス接触動 向調査	平成 30 年 5 月 8 日	対象:7歳以上(平成23年12 月末日生まれまで)日本人 男女 件数: 12件 地区:首里真和志町2丁目、 首里金城町1丁目
2	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	日本人の意識調査	平成 30 年 5 月 8 日	対象: 16歳以上(平成 14年 12月末日生まれまで)日本 人男女 件数: 15名 地区: 首里汀良町 3 丁目
3	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	6月全国個人視聴率調査	平成 30 年 5 月 16 日	対象:7歳以上の男女(平成 23年12月31日生まれまで) 件数: 24件 地区:首里石嶺町4丁目、樋 川1丁目
4	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	家計の金融行動に関する世論調査	平成 30 年 5 月 16 日	対象: 20歳以上の男女(平成 10年5月31日生まれまで) 件数: 16件 地区: 首里石嶺町1、2丁目
5	株式会社 毎日新聞社 代表取締役社長 丸山 昌宏	第72回読書世論調查	平成30年5月24日	対象:指定なし 件数:12 件 地区:辻1丁目

6	一般社団法人中央調査社 会長 大室 真生	テレビ視聴に関する調査	平成 30 年 6 月 5 日	対象:16歳以上(平成14年6 月末日生まれまで)の日本 人男女 件数:14件 地区:首里池端町 対象:18歳以上(平成12年5
7	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	国民生活に関する世論調査	平成 30 年 6 月 5 日	月末日生まれまで)の日本 人男女 件数:26 件 地区:長田2丁目
8	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	社会と生活に関する意識調査	平成 30 年 6 月 5 日	対象:16歳以上(平成14年6 月末日生まれまで)日本人 男女 件数:14件 地区:寄宮1丁目
9	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成 30 年 6 月 7 日	対象:16歳以上の男女個人 (平成14年4月1日以前に 出生の男女) 件数:150件 地区:牧志3丁目、樋川1丁 目、字安里
10	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	旅行・観光消費動向 調査	平成30年6月5~7日	対象:全年齢の男女 件数:255件 地区:山下町、小禄5丁目、 字小禄、長田1丁目
11	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	生涯学習に関する 世論調査(附帯調 査:アイヌ政策)	平成 30 年 6 月 12 日	対象:満18歳以上の男女(平成12年5月末日生まれまで) 件数:16件 地区:首里山川町2丁目、首 里桃原町1丁目

12	一般社団法人中央調査社 会長 大室 真生	第 11 回メディアに 関する全国世論調 査	平成 30 年 6 月 21 日	対象:満 18歳以上(平成 12 年7月末日生まれまで)の日 本人の男女 件数:19件 地区:繁多川1丁目
13	一般社団法人中央調査社 会長 大室 真生	2018 年新聞および Web 利用に関する総 合調査(くらしと情 報についてのおた ずね)	平成 30 年 6 月 26 日	対象:満15歳以上(平成15年8月末日生まれまで)の日本人男女件数:23件 地区:首里山川町1丁目
14	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	安全・安心な社会生 活をおくるための アンケート	平成30年7月3日	対象:満20歳以上(平成10年8月31日以前に生まれた者)の男女個人件数:26件 地区:首里鳥堀町4丁目
15	一般社団法人中央調査社会長 大室 真生	子供の性被害防止 対策に関する世論 調査	平成30年7月4日	対象:満 18歳以上(平成 12 年6月末日生まれまで)の日 本人男女 件数:13件 地区:繁多川4丁目
16	一般社団法人中央調査社会長 大室 真生	日常生活に関する アンケート(生活者 1万人アンケート)	平成30年7月4日	対象:満15歳以上79歳以下 (昭和13年7月1日〜平成 15年6月末日生まれ)の日本 人男女 件数:39件 地区:小禄1丁目

17	株式会社 サーベイリサーチ センター 沖縄事務所 所長 小川 真人	沖縄県民意識調査 (くらしについての アンケート)	平成30年7月10日~ 12日、17日	対未件地泉楚泊丁丁平丁首保丁首吉丁首原丁字鏡丁丁丁丁比宮も対象満の396階111111111111111111111111111111111111
18	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	ISSP 生活意識に関する国際比較調査	平成 30 年 8 月 24 日	年 12 月末日生まれまで)の 日本人男女 件数: 12 件 地区:久茂地 2 丁目

19	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	再犯防止対策に関する世論調査(附帯 調査:インターネットの安全・安心)	平成 30 年 9 月 4 日	対象:満18歳以上(平成12 年8月末日生まれまで)の日 本人男女 件数:15件 地区:字上之屋
20	一般社団法人中央調査社 会長 大室 真生	平成30年度 食育に 関する意識調査	平成 30 年 9 月 4 日	対象:満20歳以上(平成10 年9月末日生まれまで)の日 本人男女 件数:15件 地区:字識名
21	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第76回 生活意識に 関するアンケート 調査	平成 30 年 9 月 20 日	対象:20歳以上の男女(平成 10年10月31日生まれまで) 件数:15件 地区:泉崎1、2丁目
22	有限合社 アイディー・ブランド 代表取締役 喜納 利充	平成 30 年度県民の 体力・スポーツに関 する意識調査	平成30年9月26~28日	対象:20歳10年9月ま 210年10年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年1

23	一般社団法人中央調査社 会長 大室 真生	「外交に関する世 論調査(付帯調査: 北方領土に関する	平成 30 年 10 月 4 日	原、宇栄原3丁目、字小禄、 具志1丁目、具志2丁目、 字田原、田原1丁目、宮城1 丁目 対象:18歳以上の男女(平成 12年9月末生まれまで) 件数:15件
		世論調査)」		地区:繁多川4丁目 対象:平成12年11月2日~ 平成20年11月1日に生ま
24	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	「青少年のインタ ーネット利用環境 実態調査」	平成 30 年 10 月 4 日	れた日本人男女(10歳~17歳) 歳) 件数:20件 地区:天久1丁目
25	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	「家計消費状況調査」	平成 30 年 10 月 11 日	対象:16歳以上の男女個人 (平成14年4月1日以前に 出生の男女) 件数:150件 地区:楚辺2丁目、字安里、 三原2丁目
26	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「11月全国個人視 聴率調査」	平成 30 年 10 月 11 日	対象:7歳以上の男女(平成 23年12月31日生まれまで) 件数: 12件 地区:字国場
27	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「日本人の国民性 第 14 次全国調査」	平成 30 年 10 月 11 日	対象:20歳以上84歳以下の 男女(昭和8年10月1日~ 平成10年9月30日生まれ) 件数:16件 地区:字当間
28	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	「メディア接触と 政治についての調 査」	平成 30 年 10 月 16 日	対象:平成30年12月末時点 で日本国籍を有する18歳以 上の男女(平成12年12月31 日以前に出生) 件数:12件 地区:泊1丁目

				対象:満40歳以上の日本人
	一般社団法人	「高齢化社会にお		男女(昭和53年10月末日生
29	中央調査社	ける製品安全に関	平成30年10月16日	まれまで)
	会長 大室 真生	生する課題調査」		件数:15件
				地区:首里石嶺町2丁目
				対象:満 18歳以上の日本人
	一般社団法人	「老後の生活設計		男女(平成 12年 10月末日生
30	中央調査社	と公的年金に関す	平成30年10月16日	まれまで)
	会長 大室 真生	る世論調査」		件数:13 件
				地区:首里大名町1丁目
	# - ₩-₩			対象:20 歳以上 84 歳以下の
	株式会社	「ロナしの団民州		男女(昭和8年10月1日~
31		取締役社長 第 14 次全国調査」 4	平成10年9月30日生まれ)	
	代表取締役社長 第 14 次全国調査」	件数:16件		
			平成30年10月17日 平成30年10月18日 平成30年10月23日	地区:首里石嶺町4丁目
		「平成 30 年度消費 者意識基本調査」 平成 3		対象:15歳以上の日本人男
	一般社団法人		平成 30 年 10 月 18 日	女(平成 15年 10月 31 日以
32	新情報センター			前に生まれた者)
	事務局長 平谷 伸次			件数:25 件
				地区:山下町
				対象:末子が平成12年1月1
			平成 30 年 10 月 23 日	日生まれ以降(18歳未満)を
	 株式会社	「子どものいる世		対象とするひとり親世帯、
	RJC リサーチ	帯の生活状況およ		もしくはふたり親世帯(親
33	代表取締役	び保護者の就業に		族との同居世帯を含む)の
	佐野 耕太郎	関する調査 2018」		保護者
		, o,		件数:29 件
				地区:久米1~2丁目、辻1
				~2 丁目
				対象:20歳以上(平成10年4
			月1日以前の生まれ)の筆頭	
	一般社団法人	「通信利用動向調査」	平成 30 年 10 月 18 日	世帯構成員
34	輿論科学協会			件数:172件
	代表理事 大宮 泰三 			地区:字天久、長田2丁目、
				首里山川町1丁目、宇栄原3
				一丁目

35	株式会社 インテージリサーチ 代表取締役社長 井上孝志	「平成 31 年度 家庭 部門の CO2 排出実態 統計調査」	平成 30 年 10 月 30 日 ~11 月 1 日	対象:昭和4年4月2日から 平成11年4月1日生まれの 方 件数:360件 地区:宇田原、職名1丁目、 三原2丁目、楚辺1丁目、 字銘苅、首里汀良町2丁目
36	株式会社 RJC リサーチ 代表取締役 佐野 耕太郎	「成年年齢の引下 げに関する世論調 査」	平成 30 年 11 月 2 日	対象:昭和34年1月1日生 ~平成14年10月1日生 件数:18名 地区:繁多川3丁目
37	一般社団法人中央調査社会長 大室 真生	「生活状況に関する調査」	平成 30 年 11 月 15 日	対象:平成30年4月1日時 点で40歳以上64歳以下(昭 和28年4月2日~昭和53 年4月1日生まれまで)の日 本人男女 件数:25件 地区:泊2丁目
38	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	「インターネット 使用と生活習慣に 関する実態調査」	平成30年11月20日	対象:満10歳以上30歳未満 の日本人男女を問わない (昭和64年1月1日~平成 20年12月31日に生まれた 者) 件数:20件 地区:長田1丁目
39	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	「第4回家族につい ての全国調査」	平成 30 年 12 月 4 日	対象:満 28 歳~72 歳(昭和 21 年 1 月 1 日~平成 2 年 12 月末日生まれまで)の日本 人男女 件数:18 件 地区:泊 3 丁目

40	一般社団法人中央調査社 会長 大室 真生	「テレビ 視聴 に関する調査」	平成 30 年 12 月 4 日	対象:満 16歳以上(平成 14 年 12月末日生まれまで)日 本人の男女 件数:14件 地区:首里鳥堀町5丁目
41	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「新しい嗜好品と 価値観や社会的地 位に関する調査」	平成 30 年 12 月 6 日	対象:20歳以上69歳以下の 男女(昭和24年1月1日~ 平成10年12月31日生まれ) 件数:21件 地区:古波蔵4丁目、三原3 丁目、泉崎1丁目
42	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「生活意識に関す るアンケート調査」	平成 30 年 12 月 6 日	対象:20歳以上の男女(平成 11年1月31日生まれまで) 件数:15件 地区:久茂地2~3丁目
43	一般社団法人中央調査社 会長 大室 真生	「働き方とライフ スタイルの変化に 関する全国調査 2019」	平成 30 年 12 月 12 日	対象:満20歳以上~31歳以 下(昭和62年1月1日~平 成10年12月末日生まれま で)の男女 件数:25件 地区:字与機
44	一般社団法人中央調査社 会長 大室 真生	「社会意識に関す る世論調査」	平成30年12月18日	対象:満18歳以上(平成12 年12月末日までに生まれた)日本人の男女 件数:26件 地区:おもろまち4丁目
45	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	日本家計パネル調 査「就業と生活につ いて」	平成 31 年 1 月 29 日	対象:満20歳~69歳(昭和 24年2月1日~平成11年1 月末日生まれまで)の日本 人の男女 件数:35件 地区:字小禄、字字栄原

46	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次 一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	「インターネット 使用と生活習慣に 関する実態調査」 「中高年者の生活 実態に関する全国 調査」	平成 31 年 2 月 7 日平成 31 年 2 月 7 日	対象:満10歳以上~30歳未 満(平成元年3月1日~平成 21年2月28日生まれまで) の日本人の男女 件数:20件 地区:辻1丁目 対象:満50歳以上(昭和44 年4月末日生まれまで)の日 本人の男女 件数:12件 地区:壺川2丁目
48	株式会社 ビデオリサーチ 九州支社 支社長 寺田 茂喜	「ラジオ聴取状況調査」	平成 31 年 2 月 13 日	対象:12~69歳の男女 件数:330件 地区:曜1丁目、銘苅2丁目、 字上之屋、牧志3丁目、 字上之屋、牧志3丁目、 字上之屋、牧志3丁目、 子上之屋、牧志 3丁目、 子上之屋、大古高良1丁目、 子中、1丁目、一日、 字栄原 5丁目、宇、原 2丁目 目、 字原 2丁目、虚 字 国場、 育里のよりでする。 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
49	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	「家計消費状況調査」	平成 31 年 2 月 14 日	対象:16歳以上の男女 (2003年4月1日以前に 出生) 件数:100件 地区:古波蔵3~4丁目、繁 多川1~2丁目

50	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	「親子関係につい ての人生振り返り 調査(3 世代調査)」	平成 31 年 2 月 14 日	対象:昭和24年3月1日~ 昭和34年2月28日生まれ までの男女 件数:19件 地区:首里山川町
51	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	日本家計パネル調 査「就業と生活につ いて」	平成 31 年 2 月 26 日	対象:日本人の男女 件数:20 件 地区:字小禄
52	一般社団法人中央調査社 会長 大室 真生	「宝くじに関する世論調査」	平成 31 年 2 月 26 日	対象:満 18歳以上(平成 13 年 2 月末日生まれまで)の日 本人の男女 件数: 46 件 地区:安謝 2 丁目 18番~、 金城 1 丁目 1番~
53	一般社団法人中央調査社 会長 大室 真生	「2019 年度 生活保障に関する調査」	平成 31 年 2 月 26 日	対象:満18歳以上~69歳以 下(昭和24年4月1日~平 成13年3月末日生まれま で)の日本人の男女 件数:30件 地区:字与儀200~

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第27号 令和元年12月2日 掲 示 済

> 那覇市選挙管理委員会 委員長 松田 義之

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による直接請求、市町村の合併の特例に 関する法律(平成16年法律第59号)の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育 行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による解職請求に 必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に 関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の 総数の50分の1の数

5,178人

2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定す る選挙権を有する者の総数の6分の1の数

43,149人

3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86 条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定 する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

86, 297 人